

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成27年4月16日(2015.4.16)

【公開番号】特開2013-234309(P2013-234309A)

【公開日】平成25年11月21日(2013.11.21)

【年通号数】公開・登録公報2013-063

【出願番号】特願2012-116945(P2012-116945)

【国際特許分類】

C 08 L 67/03 (2006.01)

C 08 K 3/04 (2006.01)

C 08 K 7/02 (2006.01)

C 08 L 71/00 (2006.01)

【F I】

C 08 L 67/03

C 08 K 3/04

C 08 K 7/02

C 08 L 71/00 Z

【手続補正書】

【提出日】平成27年2月26日(2015.2.26)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

a) 3~40重量パーセント少なくとも1種類のポリエステルと；

b) 25~50重量パーセントの非纖維状黒鉛と；

c) ウオラストナイト、ガラス纖維、アラミド纖維、セラミック纖維、チタン酸カリウム
ウィスカ、またはそれらの組み合わせからなる群から選択される10~40重量パーセントの無機フィラーと；

d) 3~10重量パーセントのコポリエーテルエステルエラストマーと
を含むポリエステル組成物であって；

ここで：

a+b+c+dの量は、前記組成物の100重量パーセントであり；

b+cの量は、前記組成物の少なくとも50重量パーセントであり、

コポリエーテルエステルエラストマーのポリエステルに対する重量比が0.3~0.4
であり；

少なくとも0.2パーセントの伸び、少なくとも3WmKの熱伝導率、および少なくとも25MPaの引張強度を有する、ポリエステル組成物。

【請求項2】

非纖維状黒鉛の量が、前記組成物の32~42重量パーセントであり、コポリエーテルエステルエラストマーの量が、前記組成物の5~10重量パーセントであり、かつ無機フィラーの量が、前記組成物の15~30重量パーセントである、請求項1に記載のポリエステル組成物。

【請求項3】

請求項1に記載のポリエステル組成物を含む少なくとも1つの構成要素を含む発光ダイオードハウジング。

【請求項 4】

非纖維状黒鉛の量が、前記組成物の 3 2 ~ 4 2 重量パーセントであり、コポリエーテルエステルエラストマーの量が、前記組成物の 5 ~ 1 0 重量パーセントであり、かつ無機フイラーの量が、前記組成物の 1 5 ~ 3 0 重量パーセントである、請求項 3 に記載の発光ダイオードハウジング。